

認知症は「早期発見」「早期対応」が大切です!

認知症初期集中支援チーム・

認知症地域支援推進員を設置しました

認知症の方(認知症が疑われる方を含む)とその家族に対する支援体制の強化のため、4月1日から認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員を市地域包括支援センター(海南病院内)に設置しました。

認知症初期集中支援チーム

▼認知症初期集中支援チームの活動

医療・介護・福祉の各専門職が協力して、本人・家族・地域住民からの相談などによって認知症の方を発見したら、すぐに支援を開始します。困りごとや心配ごとを聞き、「医師の診察」「介護保険サービス」「家族の負担軽減」「見守り体制」などの手配を短期、集中的に行います。

▼対象となる方

40歳以上で自宅で生活している認知症の方(認知症を疑われている方を含む)で次の①から④のいずれかに該当する方。

- ①認知症の診断を受けていない
- ②医療サービスを受けていない
- ③介護サービスを受けていないまたは中断している
- ④医療・介護サービスを受けているが認知症の症状が強く対応に困っている

認知症地域支援推進員

▼認知症地域支援推進員の活動

- ・認知症の人やその家族の相談
- ・認知症サポーター養成講座の開催など認知症を理解していただく活動
- ・認知症の人やその家族が状況に応じて医療や介護サービスを受けられるようにする支援

問 市地域包括支援センター(海南病院内) ☎65-5521
市役所介護高齢課(内線172)

認知症サポーター研修を行いました

2月7日、十四山スポーツセンターで市役所職員を対象に、認知症サポーター養成研修が行われました。この研修は、認知症について正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の方やその家族を支援することのできる「認知症サポーター」を養成することを目的としています。

講師として市地域包括支援センター長の末藤和正氏にお越しいただき、認知症の症状や予防方法、具体的な接し方、弥富市の現状について講義をしていただきました。

また、受講者には、「オレンジリング」※が渡されました。

※オレンジリング…認知症サポーターの証になるものです。



オレンジリング

4月の お知らせ

問 問い合わせ先 申 申し込み先

▼仮庁舎における配置

仮移転先	移転先配置
図書館棟(本庁舎棟南)	(1階) 宿直室 ※保健センターは変更なし (2階) 税務課 会計課 ※図書館と図書館事務室は変更なし (3階) 市民課 保険年金課 児童課 福祉課 介護高齢課 収納課 ☎65-1111 FAX67-4011 ※市民ホールは仮移転期間中、事務室となりますので、使用できません。
十四山支所	(1階) 副市長室 下水道課 土木課 都市計画課 農政課 商工観光課 環境課 (※地域市民課と地域福祉課は) 変更なし ☎52-2111 (2階) 市長室 秘書企画課 総務課 危機管理課 庁舎建設準備室 (3階) 財政課 監査委員事務局 議場および議会事務局 ☎65-1111 FAX52-3276
総合社会教育センター	(1階) 学校教育課 ☎65-1111 FAX67-0062 ※生涯学習課は変更なし ☎65-0002 FAX65-1777

- ・鍋田支所 68-8001
 - ・総合福祉センター 65-8103
 - ・総合社会教育センター 65-0002
 - ・図書館 65-1117
 - ・歴史民俗資料館 65-4355
 - ・同報無線確認電話 65-8517
- ※臨時放送の確認ができます。
(市外局番 0567)

お知らせします

国民健康保険税の納付

●特別徴収(年金からの天引き)による納付
対象となる世帯主で、事前の申請で口座振替を選択していない方は、特別徴収(年金からの天引き)で国民健康保険税(国保税)を納めることとなります。対象者には、3月下旬に平成29年度仮徴収(第1期・第2期・第3期)分の納税通知書を送付しました。4月、6月、8月に支給される年金から天引きされます。

▼対象
次の全てに該当する世帯主
①国民健康保険(国保)に加入している(年度内に75歳になる場合を除く)

普通徴収による納付

●普通徴収による納付
特別徴収の対象とならない方には、平成29年度仮算定(第1期)分の納税通知書を5月中旬に送付しますので、期限までに納付してください。

▼納付期限
第1期分 5月31日(水)
▼納付額
前年度の国保税額の6分の1に相当する額
問 市役所保険年金課(内線123)

臨時福祉給付金(経済対策分)について

平成26年4月からの消費税増税による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として支給される給付金です。

▼対象者
平成28年度分市民税が課税されていない方(市民税が課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者などを除く)。

▼支給額
対象者1人につき1万5千円

▼申請書の送付
支給対象と思われる方へ、4月下旬に案内文・申請書などを送付いたします。

▼申請受付期間
4月25日(火)～7月31日(月)
問 市役所福祉課(内線168)

子ども医療費支給事業について

市は、市内に在住する中学校3年生までのお子さんの医療費を助成しています。

このたび、平成29年度に小学校1年生から中学校3年生に該当するお子さんには、新しい「子ども医療費受給者証」を、3月末までに郵送でお届けしています。

今回お送りした受給者証の有効期限は、中学校3年生の年度末までとなっております。大切にお使いください。

なお、3月末までに新しい「子ども医療費受給者証」が届かない場合は、お問い合わせください。(平成29年度に小学校入学前のお子さんは、現在お持ちの「子ども医療費受給者証」をお使いください。)

問 市役所保険年金課(内線126・127)